

会 議 録 目 次

平成 26 年第 1 回海田町議会臨時会（第 1 日目）

平成 26 年 2 月 6 日（木）午前 9 時 00 分開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 3	承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について（平成 25 年度海田町一般会計補正予算（第 5 号））・・・・・・・・	4
日 程 第 4	第 1 号議案 調停を成立させることについて・・・・・・・・	6
日 程 第 5	第 2 号議案 平成 25 年度海田町一般会計補正予算（第 6 号）・・・・	15
日 程 第 6	第 3 号議案 平成 25 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）・・・・・・・・	28
	（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	31

平成26年第1回海田町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 招 集 年 月 日 平成26年2月6日 (木)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 2月6日 (木) 9時00分宣告 (第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (16名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 大高下 光 信 | 2番  | 大 江 康 子 |
| 3番  | 兼 山 益 大 | 4番  | 下 岡 憲 国 |
| 5番  | 住 吉 秀 公 | 6番  | 宗 像 啓 之 |
| 7番  | 桑 原 公 治 | 8番  | 岡 田 良 訓 |
| 9番  | 西 田 祐 三 | 10番 | 多 田 雄 一 |
| 11番 | 宮 坂 二 郎 | 12番 | 西 山 勝 子 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 久留島 元 生 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|-----------|---|---------|
| 町 | 長 | 山 岡 寛 次 |
| 副 町 | 長 | 三 宅 信 行 |
| 企 画 部 | 長 | 大久保 裕 通 |
| 総 務 部 | 長 | 窪 地 満 |
| 建 設 部 | 長 | 北 山 忍 |
| 財 政 課 | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 課 | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 都 市 整 備 課 | 長 | 近 森 茂 |
| 建 設 課 | 長 | 久保田 誠 司 |
| 下 水 道 課 | 長 | 龍 岩 広 幸 |
| 教 育 | 長 | 中 村 弘 市 |
| 教 育 次 | 長 | 細 川 真 示 |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 石 川 直 之 |

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 伊 藤 仁 士 |
| 主 事 | 戸 成 正 考 |
| 主 事 | 平 田 裕 子 |

10. 議 事 日 程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 承認第 1 号 専決処分をした事件の承認について（平成 25 年度海田町
一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 4 第 1 号 議案 調停を成立させることについて

日程第5 第2号議案 平成25年度海田町一般会計補正予算（第6号）

日程第6 第3号議案 平成25年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9時00分 開会

○議長（久留島）皆さんおはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は16名でございます。定足数に達しておりますので、平成26年第1回海田町議会臨時会を開会いたします。なお本日は報道のためカメラ等の撮影を許可しておりますので、ご了承ください。ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第6に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、議長より、1番大高下議員、2番大江議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決めます。この際、執行部の出席を求めるため暫時休憩いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前 9時01分 休憩

午前 9時02分 再開

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。この際、執行部の方に申し上げます。本臨時会の会期は本日1日と決しております。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（久留島）日程第3、承認第1号、専決処分をした事件の承認についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）皆さんおはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。本日は承認1件、調停に関する議案1件、補正予算2件を提出させていただいておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。それでは、最初に、承認第1号、専決処分をした事件の承認について、平成25年度海田町一般会計補正予算（第5号）につきましては、広島海区漁業調整委員会委員補欠選挙に関する経費の増額の予算措置について、特に緊急を要するため、12月16日付で専決処分させていただいたものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）それでは承認第1号、専決処分をした事件の承認についてご説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。承認第1号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年12月16日に専決処分した平成25年度一般会計補正予算（第5号）を報告し、町議会の承認を求めるものでございます。専決処分とした理由につきましては、広島海区漁業調整委員会の構成委員の死去に伴い、1月30日に補欠選挙が実施されることとなったため、必要な予算の補正を専決処分させていただいたものでございます。続きまして、歳入歳出予算の補正について、資料1の平成25年度補正予算説明書により歳出からご説明いたします。3ページ、4ページをお願いいたします。総務費の選挙費の広島海区漁業調整委員会委員選挙費において、選挙の実施に必要な職員給与費事業12万1,000円選挙執行事業45万3,000円を増額するものでございます。続きまして歳入をご説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。県支出金の県委託金の総務費委託金でございますが、広島海区漁業調整委員会委員選挙費委託金57万4,000円を増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。議案書の3ページをお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に57万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億5,940万8,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。先ほどの説明の中で、1月30日に補欠選挙が行われたというふうに伺いましたが、委員が亡くなられたのはいつなんのでしょうか。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）委員が辞職されたのは平成 25 年、今回委員の辞職の理由は死亡でございますけども、その死亡の日は平成 25 年 12 月 10 日でございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15 番（佐中）15 番、佐中です。死去によって緊急に選挙をするということなんですけれども、我々が考えるのに、広島海区漁業調整委員会委員の選挙、全体で何人おってですね、しかも任期がいつで、直ちに選挙しなければならないような、そういうまあ定数の問題ですね、我々の議会であれば 8 分の 3 が欠ければですね、直ちに選挙しなければならないというのが自治法の中にあるわけですけども、この漁業関係ですね、これはなぜそうなっているのか、欠員では任期までだめなのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（久留島）総務課長。

○総務課長（脇本）まず海区漁業調整委員会の構成なんですけども、委員は公選委員、選挙で選ばれる委員が 9 名、それから学識経験者が 4 名、それから公益代表の委員ということで 2 名、計 15 名の委員で成り立っております。それから現委員の任期でございますが、平成 24 年 8 月 10 日から平成 28 年 8 月 9 日まででございます。それから、欠員 1 名でなぜすぐ補欠選挙するのかという理由でございますが、通常海田町議会議員の場合は 6 分の 1 欠けたら選挙しなければならないという規定が公職選挙法の 113 条にございます。しかしながら、海区調整委員会の場合は漁業法の中に、欠員を生じた時点で選挙を行うと規定がございますので、今回 1 名でございますけども選挙を行うことになったということでございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより承認第 1 号について採決を行います。お諮りいたします。承認第 1 号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、承認第 1 号は原案のとおりこれを決します。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○5番（住吉）5番議員、住吉です。平成33年4月3日まで土地を貸借する権利を有する、これは契約上そうなってると思うんですが、契約期間中にこの土地の貸主が解除を申し出た場合、それは契約上どういった条件になっているのか、これがまず第1点。第2点、こういった議会の承認案件にもかかわらず、所管委員会に何も報告がないんですよね。これ見ていきますと、1回目の調停が11月11日、2回目12月4日、3回目12月18日、建設産業委員会は11月18日と1月20日に開かれておるんですよ。にもかかわらず、報告があったのは町長の行政報告で12月議会にあったのみ。それ以外所管の委員会に何の報告もなければ全協も開かれたわけでもない。これどうしてそういった報告を怠ったのか、この2点をお伺いします。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）まず、議員質問の1点目の10年間以内の契約の解除の申し出があった場合なんですが、これにつきましては、基本的には両者が協議するという事になっているんですが、この場合、先ほども申しましたように、今年度からレジャー農園の入園に関しましては、今年度から2年ということになっておりますので、今年度末の解除は、到底これは受け入れられるものではない。というのが入園者の方も、2年間ということで、農作物を計画的に栽培等をされますので、それを1年で解除した場合は、それに関するもう1年の間に収穫したであろう収穫物に対する損害賠償請求とかいうのもありますので、それは町として、それはそういう損害賠償を受けることができないので、これは町としては申立者の解除はできないということでお答えしておりました。で、もう一つの、これまで全協等でこの調停に関する報告がなかったということなんですが、これにつきましては、町の内部調整等がありまして、それはできなかった、建設産業委員会等で報告できなかったことは大変申し訳ないと思っております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）土地の貸主から解除の申し出があったら協議するというふうな答弁だったかと思うんですが、ちょっとよくわからん。結局契約そのものは平成33年4月3日まで借りれるようになっている。相手が解除、貸主が解除を申し出れば、それに応じて解除しなければならんのかと、それが疑問なんですよね。要は平成33年4月3日まで使えるものを、平成27年6月30日にはもう返す。なんか契約に比べると恐ろしく町が不

利な条件で調停を結ばれるように思えるんですが、その辺はどのようになっているんでしょうか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）先ほど言いましたように、甲乙が協議していることなんですが、実際はこの方がですね、13年ぐらいの間にですね、申し出の方につきましては、この町のレジャー農園の事業に協力していただいているということもありましたし、もう一つ生活費確保の面からも、町としても途中解約はやむなしということで、途中解約に、この調停条項に基づき応じたいという次第でございます。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。このちょっと古い話で、皆さんもご存じないかもわからないのですが、契約をするときにね、過去にも中途解約というのは何件かあった、一つには大立とかご存じの方もあろうかと思うんですが、その時にいろいろあった問題については、個々のことは言いませんがね、20年以上の契約しろというようなことを言うと思うんですが、実際契約、ここでは10年の契約ですとこうなるとるんですね。どういふことで10年になったのか、その時に20年というんで、そのようにしますという答弁があった。ということで一つはその確認といいますか説明を願いたい。もう一つにはね、27年で、こういうさらに10年の契約を自動継続というんですが、同じ条件でやっておる。この時点で、ですから、25年の切れとるのが25年かいな。10年さらに10年延長したというんで、2年でやるのは農作物の関係で2年で譲っとるんだろとは思いますが、どうもこの契約というものが有効ではないのかというふうな、10年の契約した、ね、その間は今も言うた、非常に町に不利なような条件というか、せっかく町民がそういうふうな文字どおりレジャー農園ということで楽しんでおられるものを取り上げるようなことになるわけです。その次はどういうふうにそこらを考えておるのか、そのままでなくなってしまうのかどうかというんで、三つほどになったかと思いますがその説明を願いたい。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）はい、町としましては、レジャー農園入園者の方の利便性等を考えまして、長期的に今の申立人から町が土地をお借りしたいというのがあるんですが、今回の調停につきましては申立人のそういう個別な事情がございまして、そういうことから個別には検討はしていくんですが、今回の場合はそういう意味で途中解約・解除いうこ

とで、町としても応じてそれぞれが双方が協議して、決まったのかこの方向でいうことになったんですが、まあ、あとまあ期間につきましては、基本的には 10 年というのは町がさらに 10 年使えるような町が使用できるような権利なんです、これにつきましては繰り返しながら、それぞれの個別の今回の申立人のような個別の事情を考慮してですね、あとは今の入園者の方も、この 4 月から今年度 4 月から最長 2 年間使えるようには、そちらの方もあわせて利便性を図ったという次第でございます。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。はい、都市整備課長。

○都市整備課長（近森）すいません。後もう 1 点、質問の 1 点なんです、契約期間につきましては 2 種類ございまして、5 年のところと 10 年のところがございます。

○議長（久留島）都市整備課長、10 年の更新の意味はどうかいうて聞かれておるんですが。前田議員。

○14 番（前田）あのね、今も言うたが、過去にね、こういう事があって、10 年もせんうちに返してくれと、町の方で大きな金かけてね、埋め立てしてね、畑につくってね、ええ屋敷になったら返してくれ言うことが過去にも何回かあったんよ。これじゃあ無駄じゃないかと、税金のむだ遣いだというんで、こういうのあった時に、特にこの蟹原はわしは覚えておるが、20 年契約にしろと言うてそのようにしますという答弁があったと記憶しておるんだ。その時あんたおらんから分かんたらうけれども、おらんからわからん知らんでは、行政の一貫性というものについて成り立たないことになる。ちぐはぐちぐはぐ行政になってしまう。なぜ 20 年にしなかったのかということ、これはどういうことなのか、ということを聞いとるんじゃが、説明できるかしっかり説明してほしい。10 年じゃ何じゃいう説明を聞いとるんじゃないんじゃ。20 年契約しろというたはずなんです。わしが言うたんじゃけえ覚えとる。どうなのかその辺は。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）町としましても、海田の地域性といいますかこちらは広島市に隣接した地域でありますし、こういう市街地の中で、20 年にはちょっと長いんではないかということで、今、その当時 10 年いうことで契約をさしていただいているんだと思うんですが、基本的に 20 年いうのは、今もどう言ったらいいんですかね、景気が多少良くなって、今でもそういう土地の売買とかというのが大分活性化されてるみたいなんで、20 年はちょっと長いのかということで、10 年になったものだと考えております。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）そういうことないじゃない。20年が長いから10年にしたというのは分からんでもないが、そのときに、20年にしますという答弁をしとるんだよ。執行部が。なぜそれが10年に変わったのか言うとるんよ。あんたおらんから分からんじゃろうけども、その理由を聞いとる。じゃったら20年にしますいう答弁せんにやよかったのに。それを言うとるんだ。執行部変わる度にやることがちぐはぐちぐはぐなことをやるのかというて聞いとる。答弁した一貫性のあることをやらんかい、町議会に。なぜ10年になったのかと、こういうて言うとる。しっかり答弁をするためには、質問の、言うとするの意味を聞けやそこら。中途半端なことと言うて、わけがわからんことを同じことを、2回も3回も言うようになるじゃろ。どうなんです。はっきり答えてほしい。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）10数年前の答弁についてはですね、ちょっと今ここで確認することができませんけれども、そういった長期の契約をですね、すべきだということを言われたということにですね、その当時町の職員もですね、長期の契約ということで臨んだものと思いますけれども、貸主との協議の結果ですね、10年の契約になったものと現状では考えるところでございます。

○議長（久留島）前田議員、よろしいですか。崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本です。ええとですね、執行部の説明は、ちょっと悪いけえこういうふうになるんじゃがね、土地を貸借、借りたり貸したりする場合にね、公正証書の中にでもね、やむを得ない理由が生じた場合は双方向のあれによってできると書いてあるよ。役場にはそういう文書がないんか。あつたらそういうことをきちっと説明したらわかるじゃろ。例えば、持ち主が死んで、どうしても相続税払って売却せんにやいけんとか、いろいろな出て来るんよ、緊急の場合が。そういうのは文書があるんじゃけえ、それをきちっと言えば皆理解できるんよ。海田町にはそういう文がないんか。緊急要する場合は解除できますとか。なかったらおかしかろう。20年、何が何でも20年あれせんにや、これは解除できんいうような、そういうような文書はなかろう思うんじゃが、ちょっとそこ詳しく説明してくれいや。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）今のご質問なんですけどどうか、今の土地使用貸借契約書の中で、第9条の中で契約の解除いう項目がございまして、町と申立人いずれか一方がこの契約に定める義務を履行しないときは、相手方は、本契約を解除することができるというと

ころと、すいません、第 12 条の疑義の決定というのがございまして、この契約に関して疑義があるときは甲乙協議の上決定するというのがあります。

○議長（久留島）すぐ答えられますか。副町長。

○副町長（三宅）失礼しました。契約書の中におきまして先ほど都市整備課長が申しました第 9 条によるその契約不履行という以外にも、第 11 条におきまして、第 9 条に規定する契約の解除の場合を除き、使用貸借期間中途での甲乙いずれかの一方的な解除により損失が生じる場合は、双方において協議し損失補償しなければならない、という後に、この契約に関し疑義があるときは甲乙協議の上、決定するというところが関連条項でございしますが、それ以外にこういった条項につきましては、合意解除ということで、新たにこの契約書に基づく契約について双方が合意した場合にできると、これは民法上でもそういうふうになっておりますから、こういった申出があつて甲乙が協議する場合、もしくは、今回のように調停を経た場合には、新たなこの文言の中に先ほど崎本議員がおっしゃいましたような条項はございませんが、甲乙が協議する場合においては、それはできるという規定において、今回調停に応じようというものでございます。そのやむを得ない理由というのは、先ほど答弁しておりますけども、相手方の申し出の中で、相手側が収益を上げたいという申し出がございまして、現段階では相手方の理解のもとで固定資産税免除という形で、いわゆる相手方に収益を与えない形になっておりますので、ある意味好意でやっただいていてという面がございしますので、今回は解除すると。ただし、その期間については、逆に 2 年間、今の利用者に対して応じているからということで、甲乙の利害が一致するというふうに判断して、この度新たに契約を結ぶものでございます。

○議長（久留島）はい、佐中議員。

○15 番（佐中）15 番、佐中です。第 1 号議案の中で、3 項と 5 項の私理解がちょっとできんですが、3 項に固定資産税の免除のことを記しておりますね。5 項については明け渡した日の属する年分までという、これ意味がわからんですけども、これをちょっと説明していただきたい。27 年度に 28 年度に及ぶのかどうか、27 年度にそのことを記してあるのが 3 項目 3 項の中にあるんで、十分ではないかというように思うんですが。その理解できにくいんで説明を求めます。これもう一つはですね、なぜ調停になったのか。23 年度で、4 月 3 日までですか 10 年間、契約の中でうたって借用してレジャー農園にした。これはわかるんですね。それ以後本人はですね、地権者というか持ち主が、

もう解除してくれという申し出があったのかどうか。それを町が無理やりに自動契約ということで勝手にまた 10 年間自動契約したのか。我々から言えば野球するゲームで何か隠しとってですね、こうだというような、こんな雰囲気をするんです。いらん 52 万 5,000 円もの調停の弁護士費用を払うてですね、こんな無駄遣いをやる、あるいは町民と町との関係でもっとこうスムーズにですね、事を済ませる。なぜこれができなかった、なぜ調停に行ったのか。本人がもう 10 年間でやめるという申し出があって、このことを大きな問題だけでも、残りのあと 10 年間、じゃいいですよ言いながら、じゃ 2 年先で辞めてくれという事でこういう結果になったのか、それをお尋ねいたします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）前半部分につきましてはまた担当者から説明させますが、後半部分についてお答えいたします。10 年更新という形で私どもとしては、自動更新という形でさらに 10 年間ということで、ここにつきましても、継続して利用できるというところを思っていたことは間違いございません。それに対しまして、本年度になりまして解除がしたいという申し出がございました。そこで申し上げておりましたのは、今回調停になりました内容でございます。2 年間に伸びているんで、相手方がおっしゃるように本年度末はだめだと。来年度末まで待って、もう一年間待ってもらいたいと。その上でなら、合意解除の協議に応じるというふうに申し上げておりまして、その協議中に相手方がこの調停に至られたわけでございます。相手方の、先ほど弁護士費用までかけてとおっしゃいましたが、相手方の言う通りの調停にいたしますと、昨年の 4 月に許可を受けた方は、2 年間使えるということできいろいろとされておりますので、こちらの方に対して今度は町の方が責任を負うということから、私どもとしては今回主張しておりますさらなる 1 年後、そこまでは、合意解除はできないというふうに申し立てたという経緯でございます。調停になりましたことは非常に残念でございますが、私どもとしては今回の調停と同じ内容で相手方と協議している中で、相手方のご理解が得れずに、調停に至り、調停の場でも私どもがそういう主張したからこういう結果に至ったのではないかと推測しております。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）続きましては 1 点目の議案の調停条項の 3 号と 5 号の違いということのご質問だったと思うんですが、3 号につきましては、こちらの調停条項の中で、23 年 6 月 30 日で契約を解除することで、この年の固定資産税を免除する意味で、続きま

して5号につきましては、それ以降ですね、ですから28年1月以降になった場合の、それ以降の年の固定資産税を免除するという違いでございます。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）今の、固定資産税の問題で、3項についてわかりますね。5項について今28年度も含むんですか。説明ちょっと私ちょっと不十分、聞き取りにくかったんですけども、28年度以降もというような発言がありましたけれども、そのへんちょっとご説明加えていただきたいと思います。それからもう一つ、なぜ調停に至ったのか。私ね、考えてみるのに、10年借りて23年4月の3日まで借りてですね、そこで、持ち主がもうやめてくれと、貸すのをやめるという申し出があってこういう問題になったのか、それとも、本人も全く申し出がなくてですね、自動継続じゃからいうんで、また10年間延ばしたのか、そこら辺がね、私今回この議案を提案された中身の大きな汚点というか大きなポイントだろうというように思うんですが、その辺をちょっと詳しく説明いただきたい。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず2点目の方についてまた私のほうからお応えします。自動契約更新の段階では何ら申し出、ですから何ら申し出がないんで、意向を確認するまでもなく自動更新という形でそのまま使わせていただいております。そういうような中で、ここからは相手方の事情というのはちょっと説明できませんが、相手方のご事情もありまして、今年度になりましてから年度末での解除ということを出てこられた、ということでございます。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）続きまして、先ほどの調停条項の5号の件につきましては、前の4号の方ですね、27年7月1日から明け渡しが遅れた場合はいうことを受けましてこれが28年1月1日以降についた場合は、この5号が適用されるということになります。よろしく申し上げます。

○議長（久留島）宮坂議員。

○11番（宮坂）前田議員の質疑にもあったと思うんですけども、答弁が私よくわからなかったんで、再度、今後のレジャー農園を新たにどこか見つける予定があるのか、他はもうないのかという質疑をされたと思うんですけども、その答弁がなかったと思うんですけども、今後の予定はどうなってますか。

○議長（久留島）都市整備課長。

○都市整備課長（近森）新たにレジャー農園をどこかに求めるのかという質問なんですが、今のところ新たに農園を確保することは考えておりません。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）4番、下岡です。先ほどの説明でですね、この契約に一方からの契約解除申し立ての条項がですね、ないということで副町長、民法の規定に沿って手続きを進めたということなんですけれども、一つはやっぱり契約解除の条項というのはですね、入れる必要があるんじゃないかと。もう一つはですね、この契約自身がこの持ち主の好意によってる部分がある、ということで収益的には固定資産税免除ということで、好意によっているとそれが途中でですね、所有者の方が好意じゃなくて収益機会を生みたいということで気持ちが変わったときに、この契約が、その時にその規定がないわけですね。引き続き好意に従ってやっていくような条項で自動契約になってるから、今回みたいなことが発生している。調停まで行くようなことになっているわけですから、相手方が立場を変えて収益機会を生みたいと言ったときにはどうするんだと言う契約の条項がですね、盛り込む必要があるんじゃないですか。そうすれば、今回の事態なんかではその契約に従って進めることができるということで、2点でですね、契約の内容を変更していかないと、今後もほかのレジャー農園でも同じようなケースが、当然ですね、発生が想定されるんで検討されるお考えがあるかないか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）おっしゃられる通りに今回もございましたし、前に公園を借りているケースで、やはり途中でそういうのが出たことがございます。町といたしましては、固定資産税の免除という好条件で土地を借りていろいろ事業を進めたいという要望がございますので、おっしゃられるとおり、先ほどの答弁でも民法を類推してとかそういう形の答弁というよりは、やはり何条に基づきという規定があれば、というふうに思いましたので、その点今後結ぶ契約、もしくは既存の契約を変更するかと、そこも含めて、検討させていただきたいと思います。特に今後については見直しをしたいと思います。

○議長（久留島）住吉議員。

○5番（住吉）今、答弁聞きよって不思議に思うたことがあるんです。私が聞いたとき、土地の持ち主が解除したい言うた場合はどうなっとるんか契約書上。といたら課長は、協議するようになってますと答弁しました。ところが、崎本議員が聞いたら、副町長が

答弁して、契約上ではなく民法上で協議する。これはどちらが正しいんでしょう。逆にどちらかが間違えてたらなぜそのような答弁がなされたのか、具体的にお願いします。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）非常に申しわけないと思いますが、課長が、その契約書の方の確認せずに住吉議員に答弁してしまったんだというふうに思います。契約書の方を見ましたけども、どこにも協議して解約するという条項が私が確認できませんでしたので、そのように私が答弁いたしました。課長の答弁につきましては不正確な点がありましたことはお詫びいたします。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中ですが、先ほど自動継続ということで論議しておるんですけども、10年たって本人に10年経ちましたよ、今から自動継続ですから、そのままあと10年継続しますよという、こういう通知というか伝達というのはあったんですか、なかったんですか。全く知らん間にですね、10年たって本人が気がつかなかった。しかし、本人はどっかで解除しようという気があったんだけど、たまたま過ぎてしまって、今回こういう事件になったのかどうか、そこが知りたかったんでお尋ねをするわけです。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）契約書に自動更新条項がある場合は改めての確認はしておりません。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第1号議案について採決を行います。お諮りいたします。第1号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって第1号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第5、第2号議案、平成25年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第2号議案、平成25年度海田町一般会計補正予算（第6号）、平成25年度

海田町一般会計補正予算（第6号）につきましては、国の経済対策を活用し、小・中学校にエアコンを設置するための予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）第2号議案、平成25年度海田町一般会計補正予算（第6号）でございますが、事前にお配りをしました資料に誤りがあり、差しかえをさせていただきました。深く反省をするとともに、今後このようなことのないよう確認の徹底をしたいと考えております。大変申し訳ございませんでした。それでは、補正予算の説明をさせていただきます。この度の補正予算につきましては、国の補正予算（第1号）に伴う事業費の追加が主な内容となりますので、はじめに、国の補正予算の財政措置について説明をさせていただきます。資料4の国の平成25年度補正予算（第1号）に係る財政措置をお願いいたします。まず、通常収支分の1、地方交付税でございますが、平成25年度の地方交付税の額を1兆1,608億円増額し、平成25年度の調整額の復活に259億円が活用され、残りの1兆1,349億円については、平成26年度交付税の財源に加算されます。次に、2、追加の財政需用でございますが、国の補正予算により追加する投資的経費の地方負担額については、原則として100パーセントまで地方債の充当が可能となり、元利償還金の50パーセントは公債費方式により基準財政需要額に算入され、残りは単位費用により措置されます。次に、3、頑張る地域交付金でございますが、アベノミクス効果の全国への波及が求められる中で、景気回復が波及していない市町村が行う地域活性化事業に対して交付金が交付されます。続きまして、東日本大震災分の1、復旧復興事業につきましては、東日本大震災復興交付金事業等の実施に必要な地方負担額を特別交付税で措置するものでございますが、被災地域を対象としたものでございます。次に、2、全国防災対策費でございますが、防災対策推進学校施設環境改善交付金事業の地方負担については100パーセントまで全国防災事業債を充当することが可能で、元利償還金の80パーセントが公債費方式により基準財政需要額に算入されます。続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、資料3の平成25年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。なお、投資的経費の増額については、別に工事箇所図を提出しております。また、資料5で、国の経済対策に係る事業の財源内訳を一覧にしておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。それでは、資料3の3ページ、4ページをお願いいたします。総務費の一般管理一般事務事業につきましては、第2蟹原

レジャー農園の土地使用貸借契約の解除申し立ての調停に伴い、52万5,000円を増額するものでございます。続きまして、5ページ、6ページをお願いいたします。教育費の小学校費の小学校耐震補強事業につきましては、海田小学校の特別教室棟と海田西小学校の本館及び特別教室棟を耐震補強するため、7億9,860万円を増額するもので、財源につきましては、国の交付金と全国防災事業債の充当を見込み、事業費の全額を繰越明許費で次年度に繰り越すものでございます。また、以後出てまいります、全ての事業について、繰越により事業を実施するものでございます。次の、小学校空調設備整備事業の3億1,900万円の増額と、次のページの中学校空調設備整備事業の1億6,400万円の増額につきましては、町内の小・中学校にエアコンを整備するもので、財源は国の交付金と地方債でございますが、耐震補強を実施する予定の海田西小学校と海田小学校の特別教室棟については、全国防災事業債を充て、その他の学校については学校教育施設整備事業債の充当を見込んでおります。5ページ、6ページに戻りまして、小学校プール改修事業につきましては、今年度の実施を断念した海田小学校のプールを改修するための1億7,000万円の増額でございますが、次の、海田小学校南校舎窓改修工事の1,000万円の増額とあわせ、改めて予算を計上するもので、どちらも国の交付金と学校教育施設整備事業債を財源に見込んでおります。次の、海田小学校本館給排水設備更新事業につきましても、昨年度の経済対策で計上していた事業でございますが、入札の不調により本年度の実施を断念し、改めて予算計上を行うもので、財源については、国の交付金と全国防災事業債を見込んでおります。続きまして歳入をご説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。普通交付税でございますが、国の補正予算に係る財政措置でご説明いたしました調整額の復活により、284万2,000円を増額するものでございます。国庫支出金と町債につきましては、歳出の補正で説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。繰越金につきましては、財源調整のため1,596万2,000円を増額するものでございます。続きまして、議案をご説明いたします。第2号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に15億412万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を108億6,353万3,000円とするものでございます。続きまして、繰越明許費の補正でございます。3ページをお願いいたします。3ページに6件の追加を記載しておりますが、全てこの度の補正予算に計上している事業の繰り越しでございます。続きまして、地方債の補正でございます。4ページをお願いいたします。追加7件でございますが、内容につきましては、歳入歳出予算

の補正でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。以上で、平成 25 年度海田町一般会計補正予算（第 6 号）の説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。住吉議員。

○5 番（住吉）5 番議員、住吉です。4 点ほどお伺いします。まず小学校の耐震補強工事でございますが、こちらのほう、工事期間はいつからいつまでというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。またその間の授業への影響ですね、これはどの程度考えていらっしゃるのでしょうか。それと資料 6 の 2 で、西小の本館の耐震補強の図面が載っておりますが補強ブレースの入れ方が何かいびつなように見えますが、これはどのような理由からでしょうか。4 点目、先ほど海田小学校の本館給排水設備更新工事の説明がありましたが、入札不調になった場合ですね、今回も。特に耐震補強工事なんて、残念でしたまた次回に、というわけにいかない工事だと思うんですが、こういった入札不調が起きた場合の対応はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。以上 4 点です。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）それでは私の方からまず予定工期をご説明をいたします。まず海田小学校の特別耐震については、5 月の下旬から 1 月末までを予定をしております。続きまして、西小につきましては、一応 3 月から翌年の 3 月まで約 1 年間を予定をしております。それと 3 点目に西小のブレースがいびつな形に見えるというちょっとご説明があったんですが、これはですね一応今東小でやっておるブレースと同じようなものをですね、あそこに取付けるようにしております。今、ベランダがあると思うんですが、あのベランダを取ってですね。そこに外付けのブレースをクレーンで設置をしてつける、そういったものを考えております。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）入札対応でございますが、本年度不調になりましたプールそれから給排水ともに経済対策に乗せるということで、設計から工事までを 1 年間で行うというところでやってまいりました。今回の経済対策におきましては、いずれも設計が終了しているものを行い、この度の補正を議決いただきましたら、直ちに入札行為に入り年度当初もしくは 3 月中の入札を行うことにより、工期を確保、それから他の自治体より先駆けて発注をかけるとこういったところで入札不調に陥らないようにというふうに努力をしております。しかしながら、最近の他の自治体におきます入札状況におきましても、

やはりそういった入札不調が起きておりますことから、確実かと言われたときに非常に辛うございますので、そのもし入札不調になりました場合には、その時点での業者との確認、そういったようなことをして、必要なことを行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（久留島）学校教育課長。

○学校教育課長（石川）耐震工事の学校の教育に対する影響について説明させていただきます。まず、海田小学校についてでございますが、プレハブ等の仮校舎はつきりません。工事をすることによって今職員の駐車場が使用できなくなりますので、10 数台かと思われませんが、グラウンドの方へ職員の臨時駐車場という形でもっていこうというふうに考えております。2 点目の、西小学校の耐震工事でございますが、こちらはプレハブ校舎、仮校舎を体育館プールの間あたりにつくるというふうに考えております。授業に支障がございませんが、当然プレハブがくる関係上、運動場が狭くなります。体育についてはある程度狭い中で可能だということは確認はしておりますが、運動会、全校そろってやる運動会については難しいということですので、近くの海田西中学校、もちろんその予行演習、練習等も含めてですね、やるようにというふうに進めております。以上です。

○議長（久留島）住吉議員。

○5 番（住吉）先ほどブレースの説明の中で、ベランダを取っ払ってブレースをはめ込む。ということは工事終了後はベランダがなくなってしまうというふうに考えてよろしいでしょうか。それともう 1 点、西小の工事の方ですよ。運動会は西中でやるということですが、これ工事期間がこの 3 月末から 3 月末と 1 年間、かなりこれまでの耐震補強工事に比べて随分長いように思われますが、これは何か特別な理由があるのでしょうか。以上 2 点です。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）まず最初のベランダのことでございますが、ベランダは撤去いたします。それと工事工期については、あそこは本館と特別棟ですかね、その二つとも全部やりかえますので、その工事規模、仮設校舎の規模等々を考えればですね、どうしても工期としては 3 月末ぐらいまでは必要であるという具合に考えております。

○議長（久留島）住吉議員。

○5 番（住吉）最後にもう 1 点、プレハブ校舎を建てるのはいつからなのか、それによっ

てまたグラウンドが狭くなりますよね。その期間はいつからいつまでなのか。結局運動会できないにしろ、体育の授業にはやはりそれなりに影響を与えると思うんですが、その期間はいつぐらい考えているのでしょうか。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）プレハブの工期、今想定しております工期でございますが、夏休みまでの建築を予定しております。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）プレハブのある期間ですが、1月末までを予定しております。

○議長（久留島）多田議員。

○10番（多田）はい、10番、多田です。2点お伺いしたいんですが、西小について今お話がありましたが、西小も空調設備とこの耐震補強が重なっておりますし、特に海田小学校につきましては、下水道工事給排水と空調、それにプール、それから耐震補強、四つの工事が重なるわけですね。これについて、これ1年間でできるとちょっと思えないのですが、その辺のスケジュールについてどのようにお考えなのか、それともう一つ地元業者への発注についてですね、どのようにお考えになるのか、この2件をお伺いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）まず、1年間であれだけの工事が一つのところでできるかということでございますが、今はできるという具合に判断しております。一つは場所がそれぞれ違うということと、あと給排水についてはですね、本館を中心にやっていく、耐震は南校舎を中心にやっていく、プールはその横をやっていくということですね、できる限り授業とか子どもさんに迷惑かからないような工程を組んでですね、今後適切に工事を執行していきたいという具合に考えております。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）工事の入札に伴う地元企業への配慮でございますけれども、発注につきましては、海田町の建設工事指名業者等選定要綱を定めて、町内業者に配慮した指名業者の選定を行っております。今回の工事につきましても、金額に応じまして、地元企業に配慮した発注をしたいと考えております。

○議長（久留島）はい、西山議員。

○12番（西山）12番、西山です。資料の6と7ページに関わりまして、空調整備事業で

ございますが、これは本来金額は平成 26 年度の当初予算に上がってくるべき予算を今回の緊急対策で前倒しで予算計上なされたと判断いたしております。そういたしますと、本来平成 26 年度にあげようとされている金額が、国からの交付金で今回予算計上なさいますので、平成 26 年度の当初に掲げられる教育関係の予算が、これだけの金額が抜いてしまったんですね。その後は、これの平成 26 年度の当初予算で、じゃ、どういった方向性で、この予算を計上なされるお考えでしょうか。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今回の基本的な考え方といたしましては、この補正予算と 26 年度当初予算、これを一体となった形で 26 年度の執行予算というふうにとらまえております。そのため、今おっしゃいましたのは 25 年度のこの補正でやる分だけ 26 年度当初まるまる削るのではないというお考えかとは思いますが、投資的経費につきましては、職員の執行体制とかそういう部分もございますので、これだけを 26 年度当初から抜くから当初予定していたものを増やすという考え方には立たず、現在予算編成を進めております。

○議長（久留島）西山議員。

○12 番（西山）そういたしますと当初考えられておりました平成 26 年度の予算額が現実には 26 年度の予算額が減額になると判断してよろしいんですね。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まだ 26 年度の精査が済んでおりませんから確たる事はいえませんが、逆にこれだけの工事が入るということで、26 年度当初予算、25 年度に比べますと相当規模が膨れるということになっておりましたから、どこまで減るかというところだと思いますが、そんなに大きくは減らないんじゃないかなと、これだけのものを本来やり遂げるつもりでございましたので、そんなに大きくは減らないんじゃないかなと思いますけれども、増えもしないと、それぐらいのところかなと思います。後は当初予算は間もなくご提示いたしますので、そのときに説明させていただければというふうに思います。

○議長（久留島）佐中議員。

○15 番（佐中）15 番、佐中です。財源の内訳の問題について、お尋ねをいたします。今回急にですね、経済対策ということで、こうして 15 億円もの補正をやるわけですが、結論から言うと、どういうふうによりかなのか、これをお尋ねするわけです。私が計算をしてみるとですね、15 億 360 万円のうち、国庫負担あるいは交付金とを合わせて

ですね、8億465万5,000円。国がそれだけ負担、率にするとですね、53.51パーセント、国のそういう支援を受けてやる。こうするとですね、教育施設の問題について、もっといい方法で、町が負担を軽くする。あるいは起債をですね、11億7,360万をですね、80パーセントと60パーセントを交付税で措置をしてくれるというのがありますけれども、どういうふうに従来と変わって有利なのか。これをお答えいただきたいと思います。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）この度の経済対策による事業の実施で、通常ベースよりも有利な財源措置がされております。この度の投資的経費全体で言いますと、まず、一般財源の持ち出しが1,827万9,000円ほど町の負担が出ておりますけれども、これは起債の充当率が100パーセントに引き上げられたことが原因でございまして、通常ベースで実施をしますと、約1億2,380万円程度の一般財源がまず必要だったということで、約これだけでいいですと1億円の財源が少なくて済んだということになります。それと、交付税算入につきましても、この度の地方債、11億7,300万円の発行で交付税の算入額を約7億8,450万円程度と試算をしておりますけれども、通常ベースでの交付税算入額については、5億4,000万円程度であるというふうに見込んでおりまして、こちらでも約2億4,400万円程度は通常ベースでするよりも有利な条件で事業が実施をできるというふうに見込んでおります。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）今財政課長が申しましたのは通常ベースの交付金ということを考えておりますが、特にエアコン設置につきましては、エアコン設置をするときに答弁いたしましたとおり、来年もらいますというか今年の夏になってしまいますけれども、間に合わせるために、この時期に補正を出すという場合には、全て一般財源で措置するというふうな財源構成を考えておりましたので、この度の経済対策に載せれたということで、どういんですか、国からの交付金それから有利な起債が借りれると、これは全てプラス要因と言う形になっております。

○議長（久留島）佐中議員。

○15番（佐中）いろいろ私もどれだけ有利なんかなと思ってね、今の数字詳しいことわからんけども、概略、国の25年度補正予算の1号というねこれ表がありますけども、これの中身もずっと精査をしてみたわけですが、そうするとですね、頑張る地域交付金の中で地域活性化とか、効果実感臨時交付金とかね、難しいような言葉がずっと出てき

たわけですけど、これを見るとですね、制度の枠が決まってるんですね。枠は決まってる中で、早く手を挙げて、こうして公共事業やった方が、これが保障されるのかどうか。後ほどまた、3月いっぱいまであるわけですから、全国でこういう問題が、生じてきた場合に、その財源の見通しがですね、ここに上げられた数字よりも変化をしていくんではないかというように思うんですが、それはどうなんですかお尋ねします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）この度の補正予算につきましては、この時期に補正を上げさせていただきました。まず理由といたしましては、なるべく早く、工事を発注をしていきたいということで、この時期になりましたけれども、実際にはこの度の補正予算の交付金については、まだ内示がきていない状況です。ですから、この度は国に申請をした額で補正予算を上げさせていただきまして、全て内示が受けれるということを前提にして、補正予算に提出しております。1年前の経済対策でありますと、国の交付金について通常の交付金の率にプラスアルファをしていただきまして、さらに有利な条件で交付金が出ていたという実績もありますけれども、この度につきましては、そういったプラスアルファ要因は見込まずに、通常の交付金の率で補正予算を計上しております。内示の結果プラスアルファということも想定もされますし、逆に、枠から漏れるといったようなこともあるかもしれませんが、その時にはですね、また皆様に報告をしながら、補正等また決算処理等で対応しながら、事業の方を実施をしまいたいと考えております。

○議長（久留島）はい、佐中議員。

○15番（佐中）そうするとですね、変動が起こりうるということです。私1番心配するのはですね、元利償還金の80パーセントと60パーセントというのがありましたね。これが本当にこれが実行されるのかどうか。これが狂ってくると大きなね、マイナス要因が増えてくるというように思うんですが、そこら辺の見通しはどうなんですか、お尋ねします。

○議長（久留島）財政課長。

○財政課長（鶴岡）地方債の交付税措置についてでございますが、これまで国も交付税算入を約束をして事業を実施してきておりますけれども、今まで国の方で約束を違えたことはございません。当然、今回も公債費により基準財政需要額に50パーセント算入、80パーセント算入と国は約束をしてくれておりますので、これは当然に守っていただけ

るものというふうに考えております。

○議長（久留島）はい、下岡議員。

○4番（下岡）4番、下岡です。この内容について、今財政課長から国に申請した金額であって最終ではないという説明があったんですけれども、小学校・中学校のエアコン設置工事についてちょっとお尋ねします。全部で135教室で金額が4億8,300万。1教室当たりですね、大体350万円強という相当な金額というか、桁外れの金額になってるわけですが、これについては、設計事務所に設計委託出されてですね、それにあがってきてこういう方式でいくということで説明がついてますけれども、ビルマル、あるいは1対1のパッケージ型ということなんですけれども、この特別教室もありますけれども、普通教室へ行きますとですね、その設計の結果ですね、一般的に普通教室ですと4馬力程度の空調機をつけるというのが普通ですけれども、何キロワットですね、定格能力のエアコン天吊型になっているのかということと、それと、この天吊型というのはですね、普通のメーカーの汎用品なのか、あるいは、一般質問でも議員の方から提案がありましたような空気清浄機能を取りつけた特注品であるとかというような製品であるのか、工事の内容につきましてもですね、エアコンの設置工事になってますけれども、このエアコンを取りつけることによって既存の電気容量を超えてしまう、50キロワットを超える場合には、6,000ボルトの高圧で受けてですね、100ボルト200ボルトに変電するというキュービクルの設置工事というものが必要になってくると思いますけれども、当然その内容というのは含まれておるとは思いますけれども、それ以外のオプション、例えばですね、一般質問でもほかの議員からありました電力料金を抑えるためにですね、ソーラー発電を入れたらどうかとかというような質問もあるわけですが、あるいはですね、一般の商用ビル等でも、ピークカットするためにですね、デマンドコントロールシステムを入れたりとかいうようなことがあるわけなんです、そういったオプションの工事が含まれているのかどうなのか、どこまでの工事でこの4億8,300万となっているのか、説明をお願いします。

○議長（久留島）建設課長。

○建設課長（久保田）ちょっと何点かありました。まず1点目の容量でございますが、大体5から9、メインが7から8キロワットを予定をしております。それから汎用品かどうかということでございますが、一般のクーラーのようにたくさん在庫を抱えて、たくさんあるような汎用品というものではございません。それから、キュービクルについて

でございますが、今回新しく交換するものと中身を増設するものとに分かれております。それからオプションについてでございますが、今回デマンドを入れるように考えております。

○議長（久留島）下岡議員。

○4番（下岡）今、出力8とか9とか10とかという説明がありましたけれども、一般にあるものではないということなんですけれども、この天井吊型というのは普通はですね、メーカーが標準に販売しているものが、普通につけるんですけれども、それとは違った在庫品ではないという説明が今ありましたけれども、ということは、どういったですね、特注品になるのか、どういった製品なのか、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）業務用のエアコンになりますので、家庭用のようなですね、海田町で売られているような一般大量生産する汎用品とは全く異なります。ただし空気清浄機とかですね、そういう特殊な機能を有しているということまではいきませんで、業務用のカタログの中にあるような商品であるというふうにお考えいただければと思います。

○議長（久留島）西田委員。

○9番（西田）9番、西田です。1点ほど質問させていただきます。先ほどの経済対策に対しての申請をすれば、手を挙げた方が勝ちというようなニュアンスの答弁だったと思いますが、資料のですね、資料の6の何ページになるんですかね、海田南小学校の空調のところですね、これは全小・中学校ともキュービクルの要するに改修というのが入っているわけなんです。1番大事なことはこの電源が侵されると、災害時にですね、電源が侵されると、非常に、業務も教育も止まってしまうというような現状が考えられます。で、このキュービクルの改修というのは防災対策の方で、例えばかさ上げしてキュービクルの位置を上へ上げて、防災対策をするということに、事業ですね、内容をしておけば、先ほどの説明の中の防災対策の80パーセントの方の適用が受けられるじゃないか、という感じがいたします。その点はいかがですか。

○議長（久留島）建設部長。

○建設部長（北山）まずキュービクルについて説明をさせていただきます。キュービクルについては改修ということですね、先ほど課長も言いましたように、新たに増設という形でキュービクルを設置していく形とですね、その、キュービクルの中のトランスとかそういったものをですね、交換するやり方と、2通りございます。その中でですね、

設置位置、キュービクルそのものがものすごく重量物でございます。油が入っとなったりとかですね、かなりの重量物でございますので、現状の設置場所の近くあるいは現状の設置、中身を入れかえるときは当然その場所でございますけれども、増設する場合におきましても、その既存のキュービクルとの連携もございますので、既存のキュービクルに隣接する形でですね、設置することにしております。でございますので、特段、学校の屋根の上に上げるとかですね、そういったような高さを高くするということまではですね、この中では考えておりません。

○議長（久留島）西田議員。

○9番（西田）要するに私が言いたいのは、この防災対策を、要するにメリット出したいということだと思うんですね、早めにこういったものに手を挙げていくというのは。だから、あの例えば1番重要なポイントですよ。電源がなければクーラー動かんのですから。この電源部分を全部上に上げて防災対策にすれば、全国防災対策の補助金が交付金が受けれるんじゃないかと、そこまで考えて手を挙げていった方がいいんじゃないかという感じがしましてですね、今質疑しておるわけなんです。だから、なぜこの今回の設計の中にですね、一番心臓部である電源部分を防災対策を含めて上に上げると、これは非常、常備品でもですね、そういったものでも全部上へ上げよう言う考え方が出とるじゃないですか。だから今回の場合も、この点を、どのように考えられているか、ということをお聞きしているんです。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）広い意味での防災対策ということでは議員おっしゃるとおりだと思うんですが、文科省の方が示しておりますその防災対策にそういった電源工事が入っておりません。ですから、この度防災対策というふうに入れておりましたのは、耐震工事とあわせて行うということから、それを防災分に入れてもいいんじゃないかという県教委の方からの示唆を受けましたので、そこの部分につきましては少しでも有利なようにというふうにしておりますが、通常におきます電源工事につきましては、これは現段階の文科省の防災対策工事のメニューにはございません。

○議長（久留島）前田議員。

○14番（前田）14番、前田ですが、確認で聞きますが、財政課長の説明で予算が通るものと通らんものがあるということであつたんですが、その内示が出るのということと入札の期日関係、いつ頃入札を予定しておるのか、内示がいつ頃でるのか、後で入札執行

して契約まで結んでね、予算が通らなかったという可能性もあるんじゃないかというんで、その辺の確認をさせていただきたいというのが一つ。もう一つは、随分の工事を一度にするわけですが、工事管理が十分できるんかどうか、職員の能力等も含めてね、その辺のことをどのようにしとるのかというね、で、副町長、先ほど来の説明にもありましたが、全国的にも随分工事の不調が起きとる訳ですが、この度もそのようなことになる可能性があるわけですね。今年度も幾つか、補正の上の補正というのがあって、これも今回計上しとりますね。更に、また補正の上の補正のまた補正、三つも四つも補正を組まにゃいかんというような事態が発生するんじゃないか、その辺のことを考慮しとるのかどうか、その心配は全くないのか、三つになりましたが、以上です。

○議長（久留島）副町長。

○副町長（三宅）まず第1点目でございますが、この度の補正予算につきましては、今日参議院を通るのではないかというような報道もされておりますので、近々内示がもらえるものと思っております。先ほど財政課長申しましたように、少し懸念される部分もございますが、入札の方は内示を受けた後に行いたいと思っております。ただ一つ、先ほども申しました、クーラーにつきましては、今年の夏という形である程度生徒たちにも期待させている向きがございますので、ここについては、内示の結果を踏まえてまたどのようにするかご相談をと。残りの部分につきましては、内示が取れなかった場合には、また来年度の当初の方へ期待するという形になりますから、その場合の予算立てということは、財政課長が申しましたように、結果によってまた補正の補正をお願いする可能性が出てまいります。それから、2点目の執行体制でございますが、一応、現在の建設課の執行体制において可能というふうに判断した部分でとどめております。今少しというところもございましたが、やはり現在の人数ではというところで、来年度少しプラスアルファの部分出てまいります、そこら辺を見込んだ上で決めております。3点目は、全く議員がおっしゃったとおりでございます。先ほど住吉議員からも、質問がございましたときに答弁しておりますが、この度は一応入札時期を早め、工期を十分にとるという形で不調対応をとっておりますが、それでも、現在の他の自治体の入札状況に見ますと、全く不安がないとは思っておりません。非常に不安に思っております。ただし、これにつきましては、今この時期、公共事業、特に建築事業を発注する場合には、そのリスクがどうしてもついてまいりますので、万が一の場合には、またいろいろな手を考えてまいりたいと思っております。

○議長（久留島）桑原議員。

○7番（桑原）7番、桑原です。1点だけお尋ねしたいと思います。西小学校の工事、耐震工事は、今年の3月から来年の3月まで1年間でという工期を答弁されたと思いますが、この間運動会もできないということで、恐らくスポーツ少年団こちらあたりもそういったものがスポーツ・運動に使えないということになろうと思いますけども、どういう処置をとられているのか、海田小学校についてはどうなのか、西小学校についてはどういう処置をとられてるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（久留島）教育次長。

○教育次長（細川）はい、工事期間中グラウンド等は狭くなりますので、各スポーツ少年団には、現在、年間の行事計画等を出していただいておりますので、その辺で周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○議長（久留島）ほかに質疑ございませんか。学校教育課長。

○教育次長（細川）運動会の場所につきましては、海田小学校は、その海田小学校のグラウンドで行います。西小学校の運動会につきましては海田西中学校の方で行います。

○議長（久留島）他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第2号議案について採決を行います。お諮りいたします。第2号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（久留島）日程第6、第3号議案、平成25年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第3号議案、平成25年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、平成25年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、国の経済対策を活用し、污水管を新設するための予算措置を行うものでございます。内容に

つきましては担当者から説明をさせます。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）第3号議案、平成25年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、お手元にお配りしております資料7の平成25年度補正予算説明書に従いまして、歳出からご説明いたします。資料7の3ページ、4ページをお願いします。今回の補正予算は、国の経済対策を活用するもので、污水管を布設するため、事業費の下水道事業費の公共下水道整備事業費、公共下水道整備事業につきまして、工事請負費を1億7,000万円増額するものでございます。続きまして、歳入について説明いたします。1ページ、2ページをお願いします。国庫支出金の事業費国庫補助金を7,000万円増額、町債の事業債流域関連公共下水道事業債を9,150万円増額、財源調整として繰越金につきまして850万円を増額し、歳入合計1億7,000万円を増額するものでございます。続きまして、議案について説明いたします。第3号議案をお願いします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,000万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を、それぞれ16億8,605万4,000円とするものでございます。次に、議案3ページ第2表、繰越明許費についてご説明いたします。この度の補正は、国の経済対策補正予算に対して要望したものでございます。国会で予算成立後に内示があり、手続後に工事を発注しますので、年度内の工事完了が見込めないため、全額の1億7,000万円の繰越明許費を設定するものでございます。それでは、工事内容について説明いたします。資料8をお願いします。ここで図面の表記についてお詫びと訂正がございました。表中に海田西公園と表記してございますが、これは通称でございまして、正式名称は三迫第2公園でございます。このような失態が今後ないようにですね、取り組んでまいり所存でございます。どうも申し訳ございませんでした。それでは、工事の内容について説明いたします。番号1、工事名は海田東第1三迫三丁目地区污水管新設工事25の11です。この工事は、三迫三丁目の町道6号線、町道134号線、町道313号線に污水管を布設するものでございます。工事内容ですが、青色部分は推進工法で、口径200の污水管を41.9メートル、ピンク色は開削工法で口径200ミリの污水管を563.6メートル合計で605.5メートルを布設するものでございます。続きまして、番号2番、工事名は海田東第1三迫三丁目地区污水管新設工事25の12です。この工事は、三迫三丁目の町道6号線、町道135号線に污水管を布設するものでございます。工事内容ですが、青色部分は推進工

法で口径 200 ミリの污水管を 93.4 メートル、ピンク色は開削工法で口径 200 ミリの污水管を 599.2 メートル、合計で 692.6 メートルを布設するものでございます。続きまして番号 3、工事名は海田東第 1 三迫三丁目地区污水管新設工事 25 の 13 です。この工事は、三迫三丁目の町道 6 号線、町道 137 号線に污水管を布設するものでございます。工事内容ですが、青色部分は推進工法で口径 200 ミリの污水管を 22.9 メートル、ピンク色は開削工法で口径 200 ミリの污水管を 240.8 メートル、合計で 263.7 メートルを布設するものでございます。次に、議案 4 ページ、第 3 表地方債補正についてご説明いたします。先ほど歳入でご説明しましたように、町債の借入金額の増額に伴いまして、限度額を 9,150 万円増額し 3 億 440 万円とするものでございます。以上で、平成 25 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についての説明を終わります。

○議長（久留島）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13 番（崎本）13 番、崎本です。これで三迫三丁目のまず東は済みましたかということ、三迫三丁目はこれであと何パーセントぐらい残っていますか。

○議長（久留島）下水道課長。

○下水道課長（龍岩）東地区はですね、一部区間が残っておりますので、26 年度に引き続き工事を行う予定にはしております。26 年度で東地区は完了の予定でございます。三迫三丁目地区につきましては、この度の補正部分で、三迫三丁目地区の大体 4 割程度の区域をカバーできるというふうに考えております。処理人口普及率につきましては、全体で 95 パーセント程度まで伸びるものというふうに考えております。

○議長（久留島）はい、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第 3 号議案について採決を行います。お諮りいたします。第 3 号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久留島）異議なしと認めます。よって、第 3 号議案は原案のとおりこれを決します。以上で、本臨時会に付議された案件は終了いたしましたので会議を閉じます。これ

にて平成 26 年第 1 回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。

午前 1 0 時 3 5 分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員